	第百四十七条第一項第二号イ	八万八千円
		十一万千円
		六千五百円
		九千円
		一万二千円
		一万五千円
		一万八千五百円
		二万二千円
		二万五千五百円
		二万九千五百円
		四千七百円
	第百四十七条第一項第二号ロ	八千円
		一万千五百円
		一万六千円
		二万五千五百円
		三万円
		三万五千円
		四万五百円
		六千三百円
	第百四十七条第一項第二号ハ(1)	七千五百円
		一万五千百円
	第百四十七条第一項第二号ハ(2)	一万二百円
		二万六百円
	第百四十七条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円
		三万二千円
		三万八千円
		四万四千円
		五万五百円

		十万千二百円
		十二万七千六百円
		七千百円
		九千九百円
		一万三千二百円
		一万六千五百円
		二万三百円
		二万四千二百円
		二万八千円
		三万二千四百円
		五千百円
		八千八百円
		一万二千六百円
		一万七千六百円
		二万二千五百円
		二万八千円
		三万三千円
		三万八千五百円
		四万四千五百円
		六千九百円
		八千二百円
		一万六千六百円
		一万二千円
		二万二千六百円
		二万九千百円
		三万五千二百円
		四万千八百円
		四万八千四百円
		五万五千五百円

	第百四十七条第一項第三号ロ	五万七千円
		六万四千円
		三万三千円
		四万千円
		四万九千円
		五万七千円
		六万五千五百円
		七万四千円
		八万三千円
	第百四十七条第一項第四号	四千五百円
		六千円
	第百四十七条第二項第一号	三千七百円
		四千七百円
		六千三百円
	第百四十七条第二項第二号	五千二百円
		六千三百円
		八千円

		六万二千七百円
		七万四百円
		三万六千三百円
		四万五千百円
		五万三千九百円
		六万二千七百円
		七万二千円
		八万千四百円
		九万千三百円
		五千百円
		六千九百円
		四千百円
		五千二百円
		六千九百円
		五千七百円
		六千九百円
		八千八百円

附則第十二条の三第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「附則第十二条の三第一項の規定」を「附則第十二条の三第一項又は第二項の規定」に、「前三項（」を「第一項及び第二項（これらの規定が」に、「」と、同条第五項」を「並びに前項」と、同条第五項」に、「前各項（」を「同項及び第二項（これらの規定が」に、「含む。）」とする」を「含む。）並びに前二項」とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年度分の自動車税に係る第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

二　軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

	第百四十七条第一項第一号イ	七千五百円
		八千五百円
		九千五百円

		八千二百円
		九千三百円
		一万四百円